

## レポート

# 上場企業の開示情報にみる日本の中堅企業の ESG 対応の現状と今後

コンサルティング事業本部 サステナビリティ戦略部  
シニアマネージャー 石山 泰男

## 1. はじめに

日本の上場企業のうち日経 225 に含まれるようなグローバル企業は、積極的な外部発信からもわかる通り、サステナビリティ経営を強力に推進している。一方、それ以外の上場企業の取り組み状況は必ずしも広く知られていない。

本レポートは、中堅・中小上場企業のサステナビリティに関心を持つ読者を想定している。中堅・中小上場企業のサステナビリティへの対応状況の現状について、開示情報に基づき調査・整理した上で、今後の動きの予想を行う。

## 2. 調査の背景と調査方法

### (1) 日本企業の ESG 経営を取り巻く状況

温室効果ガスの増加に伴う気候変動により、山火事、洪水、熱波などの自然災害が世界的に頻発している。また、強制労働や児童労働などの人権問題、経済的格差も解決されていない。企業は地球市民の一員として、サステナビリティの取り組みを通じてこれらの課題解決に寄与することが求められている。その取り組みを E(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)の3つの視点から評価する仕組みが ESG 評価である。

一方で、ESG を巡る国際的な動向は揺らぎもみられる。例えば、2025年1月に発足した米国トランプ政権は、世界的な気候変動対応の枠組みであるパリ協定から離脱し、企業に対しては DE&I(ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン)施策の撤回を求めた。こうした政治的な動きがある中でも、長期的な企業価値の創造やサプライチェーン全体における責任の確保という観点から、ESG への取り組みの重要性は揺らいでいない。

他方、ESG への取り組みは欧州企業が先行してきた。日本でも 2015年に GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)が ESG に配慮した投資を求める PRI(国連責任投資原則)へ署名し、2021年には上場企業の ESG への対応を求めた東証によるコーポレートガバナンス・コードの改訂を契機に、上場企業を中心に取り組みが加速している。同時に、ESG は企業にとって重要性が高い一方で、各国・地域の政策や評価基準は変化が続いており不安定さも残る。世界の動向を継続的に注視しつつ、方針や開示を柔軟に見直していくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、本稿では日本の上場企業の ESG への取り組みの現状を把握するため、プライム上場企業およびスタンダード上場企業の開示情報に基づく簡易調査を実施した。

## (2) 調査方法

調査は2025年1月6日時点の上場企業を対象とした。プライム市場上場企業、スタンダード市場上場企業から各100社、計200社を抽出した。抽出方法は、時価総額上位から等間隔でサンプリングしてから、それぞれを上位グループと下位グループに2分割し、計4グループとした。4グループは以下の通りである。

- (1) プライム市場上場上位企業群の50社(1~784位、16位間隔で抽出、以下同様) = 以下、「プライム上位」
- (2) プライム市場上場下位企業群の50社(848~1632位) = 以下、「プライム下位」
- (3) スタンダード市場上場上位群の50社(1~784位) = 以下、「スタンダード上位」
- (4) スタンダード市場上場下位群の50社(800~1584位) = 以下、「スタンダード下位」

参考とした開示情報は、2025年6月時点の各企業のWebページにおけるサステナビリティページおよび統合報告書である。それぞれの情報について、ESGの各項目に関する記載の有無を確認した(図表1)。ただし、有価証券報告書は除外した。なお「従業員への対応」については、企業の採用ページを一部参考に行している。以上の確認結果を、グループごとに集計した。

図表1 調査項目一覧

分野	テーマ	調査項目	開示の有無についての判断基準
ESG全般	サステナビリティ開示	Web開示	ホームページにサステナビリティのページがある
		統合報告書	統合報告書が発行されている
		マテリアリティ設定	マテリアリティ・重点テーマが設定されている
		KPI設定	サステナビリティに関わるKPIと目標が設定されている
E(環境)	カーボン対応	排出量算定(自社)	Scope1, 2を開示している
		排出量算定(Scope3)	Scope3を開示している
		長期目標	2030年、2050年などの脱炭素の数値目標が開示されている
		移行計画	脱炭素に向けた移行計画の施策が開示されている
S(社会)	ビジネスと人権	人権方針	人権方針を開示している
		人権DD	人権DDの実施を開示している
	従業員への対応	人材育成	人材育成に関して開示している
		ダイバーシティ・インクルージョン	開示にダイバーシティの項目がある
		健康経営	健康経営に関して、健康診断の受診率等を開示している
全体	高度なテーマへの対応	TCFD	TCFDに基づく開示をしている
		TNFD	TNFDに基づく開示をしている

(出所) 当社作成

### 3. 調査結果からみたサステナビリティへの取り組みの現状と課題

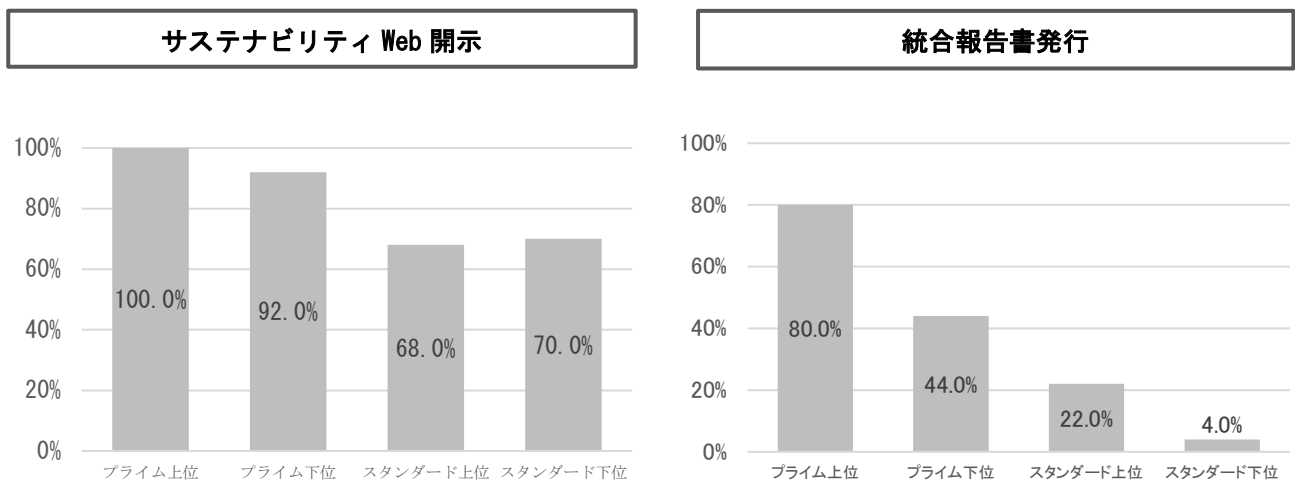
#### (1) サステナビリティの開示

##### [1] Web 開示、統合報告書の発行の状況

サステナビリティの開示のうち、まず Web 開示の状況と統合報告書の発行状況を確認する(図表 2)。一般的に企業における開示の取り組みは、まず Web 上での開示を行い、次いで統合報告書の発行へと発展する。

今回の調査では、スタンダード下位であっても 7 割の企業が既に Web 上でのサステナブル開示に取り組んでいた。

図表 2 サステナビリティ開示①



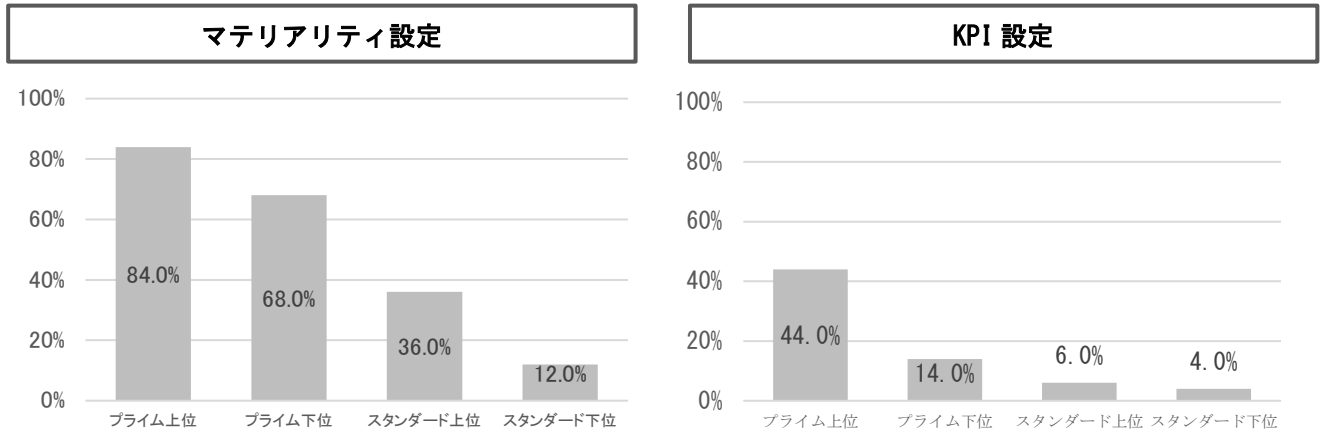
(出所) 当社作成

統合報告書の発行には法的な義務はない。しかし、東京証券取引所が定める上場会社向けのガイドラインであるコーポレートガバナンス・コードでは、プライム上場企業にサステナビリティ開示を要請している。そのため、本調査でもプライム上位の 8 割の企業が統合報告書を発行していたが、プライム下位では 4 割程度にとどまっていた。なお、スタンダード上位、下位においても統合報告書を発行している企業が確認できた。

##### [2] マテリアリティ、KPI の設定の状況

次に、マテリアリティおよびマテリアリティに関する KPI の開示状況を確認した(図表 3)。

図表3 サステナビリティ開示②



(出所) 当社作成

マテリアリティとは、自社のサステナビリティに関する重要課題であり、サステナビリティの取り組みの基盤となるものを指す。マテリアリティを開示している企業の割合は統合報告書の発行企業より多い一方で、Web 開示をしている企業よりは少ない。つまり、Web でサステナビリティ情報を開示していても、マテリアリティを示していない企業もあると考えられる。

ここでの KPI は、マテリアリティの進捗状況を測定するための指標である。調査の結果、マテリアリティを設定している企業のうち、半数程度は KPI が未設定であった。

### [3] サステナビリティ開示における課題

進行する地球温暖化への対策などの環境対応、そして人権をはじめとした社会への配慮が企業経営に求められる中、収益の拡大だけでなく ESG の実現も視野に入れたサステナビリティ経営がスタンダードになりつつある。特に上場企業には、市場区分を問わず対応が期待されている。また、従業員や採用応募者も企業のサステナビリティに対する姿勢を注視しており、人手不足で人材の流動化が進む中、人材の獲得や定着の面でもサステナビリティへの取り組みには意味がある。

このような状況で、Web ページにサステナビリティ開示がない場合、「この会社はサステナビリティに関心がない」と受け取られる危険性があり、Web 開示をする意義は大きい。さらに統合報告書において企業の財務情報に加えてサステナビリティ情報を中心とする非財務情報を包括的に開示すれば、投資家をはじめとするステークホルダーからの信頼性が高まり、長期的な信頼関係の構築や企業価値向上につながる。

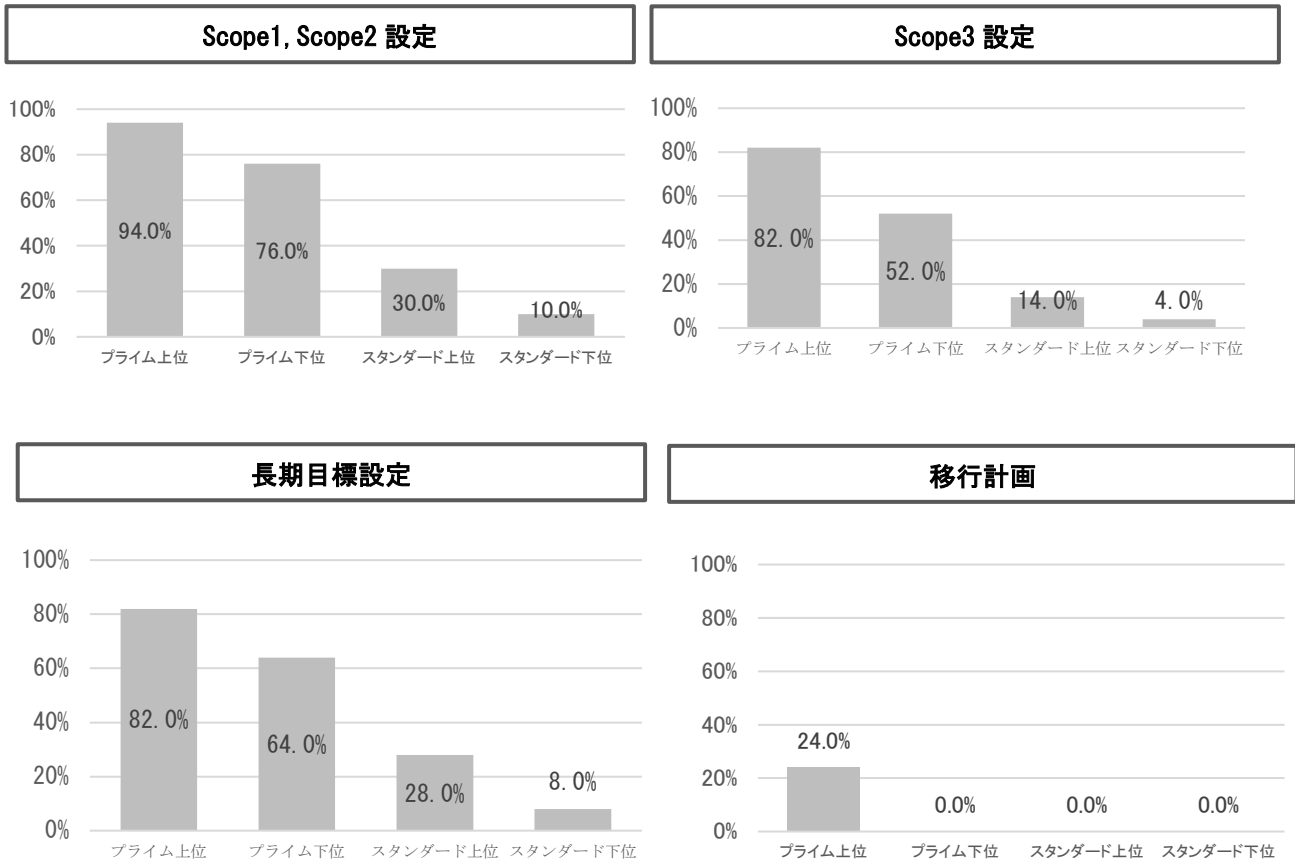
また、上述したマテリアリティの設定はサステナビリティに取り組むにあたっての自社の重要課題を明らかにする点でも重要である。数多くあるサステナビリティのテーマのうち、脱炭素や人権対応などの自社が果たすべき「責任」と、それを怠った場合の「リスク」、環境対応商品の提供などによる「貢献」と、それによってもたらされる「機会」をそれぞれ明確にすることで、自社の経営に反映しやすくなる。

さらに、その進捗を測る KPI の設定は、自社の経営戦略へサステナビリティを組み込むために必須である。今回の調査結果によって判明した KPI 未設定の状況は、サステナビリティが依然として経営戦略と十分に一体化するには至っていない現状を示している。

## (2) 脱炭素への対応

## [1] 脱炭素の取り組み状況

図表 4 脱炭素の取り組み



(出所) 当社作成

企業の脱炭素に向けた取り組みは、一般的には「温室効果ガスの自社排出量 (Scope1,2) 算定」に始まり、「サプライチェーン排出量 (Scope3) 算定」を経て「温室効果ガスの削減目標設定」に至り、最後に「削減に向けた移行計画の策定」と進められる。

グループ別に開示状況を見る (図表 4) と、最も初期段階に行われる自社排出量の算定と、各種算定後に可能となる目標の設定には大きな差がみられなかった。プライム上位では前者が約 9 割、後者が約 8 割に達し、プライム下位では約 8 割と約 6 割であった。一方、サプライチェーン排出量 (Scope3) の算定は取り組み割合が比較して低い。プライム下位では自社排出量算定の 7 割程度、スタンダード上位では半分以下にとどまった。移行計画については、プライム上位も含め取り組み企業がまだ少ない状況であった。

## [2] 脱炭素の取り組みにおける課題

企業において売上高目標といった一般的な目標設定は、外部環境・内部環境を踏まえ実現可能性も考慮し、設定される。一方、脱炭素についてはパリ協定に代表される世界的なトップダウン目標があるという性質上、それを踏まえた自社の長期目標を設定することとなる。なお、日本の国としての目標は 2030 年に 2013 年比 46% 削減

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。

(お問い合わせ) コーポレート・コミュニケーション室 E-mail: info@murc.jp

減である。これは 2021 年 10 月 22 日に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」で示されている。現時点では実現可能性が不透明な部分が多いものの、より一層脱炭素に貢献することは今後の企業の存続とも不可分である。そのためにも長期目標を具体的に実行する「脱炭素実現のための計画[移行計画(トランジション・プラン)]」が必要となる。

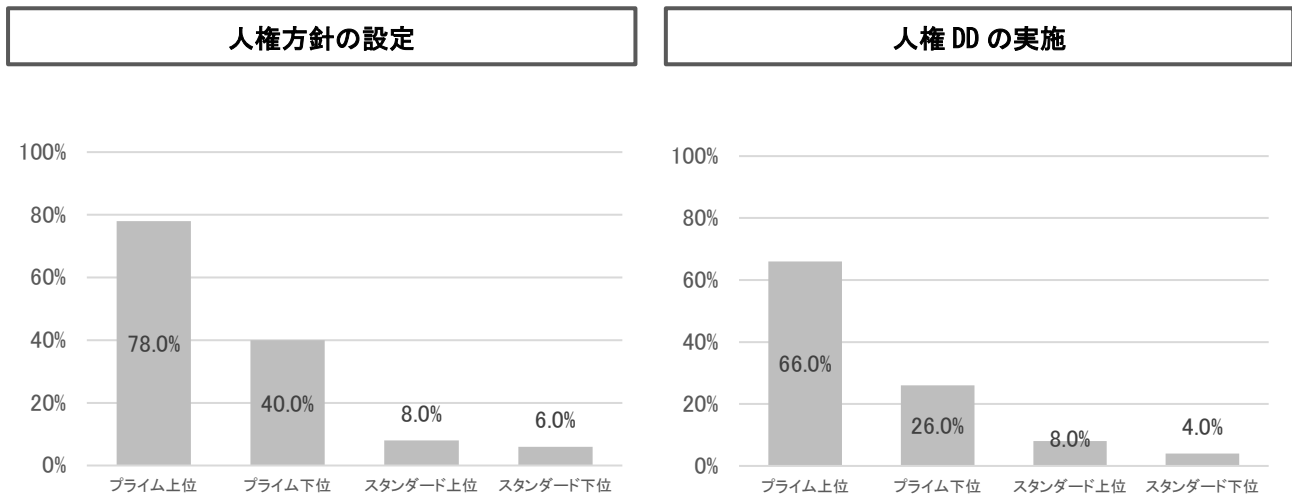
移行計画は、脱炭素に向けた投資計画やビジネスモデル変革、脱炭素に貢献する製品やサービスの開発も含め、経営戦略と一体的に策定されるべきものである。加えて企業の財務計画の面でも、脱炭素のための必要資金の試算、将来的なカーボン費用との比較を踏まえた費用対効果の検討、さらには政府の GX 投資の利用などを含めた資金調達も視野に入れる必要がある。

### (3) ビジネスと人権、従業員への対応

#### [1] ビジネスと人権への対応

ESG の S(社会)の分野のうち、「ビジネスと人権への対応」と「従業員への対応」の取り組みについて確認した。ビジネスと人権への取り組みは、一般的には「人権方針の策定」に始まり、「人権デューデリジェンス(人権 DD)の実施」という段階を踏む。

図表 5 人権への取り組み



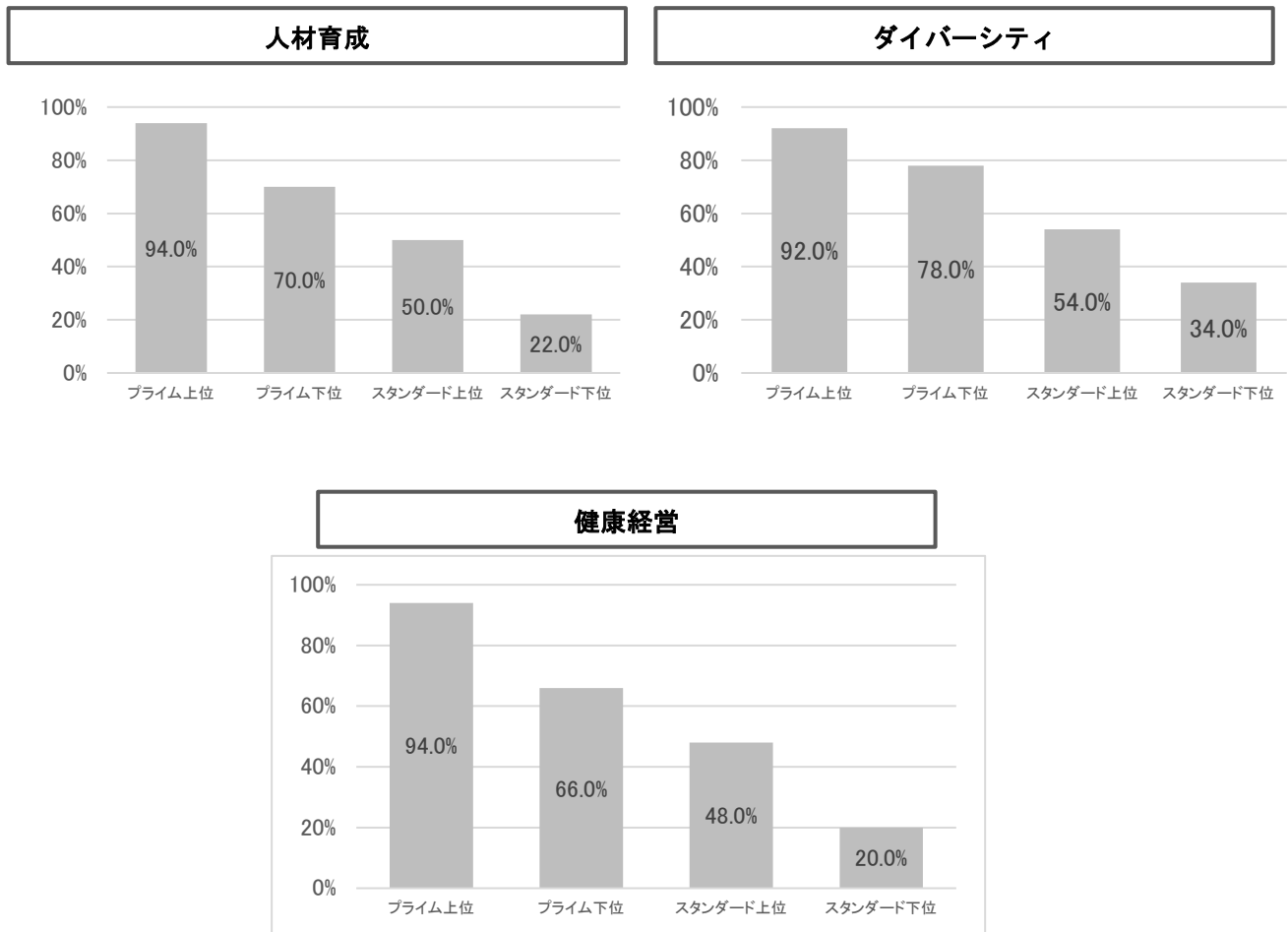
(出所) 当社作成

ビジネスと人権に関する取り組み状況は(図表 5)、プライム上位では「人権方針の策定済」が確認できた企業は 8 割弱、「人権 DD 実施済」と開示している企業は 6 割強であった。脱炭素の取り組みと比べると「ビジネスと人権」は新しいテーマであるが、プライム上位ではその取り組みが脱炭素とほぼ同水準まで進んでいた。

一方、プライム下位では、人権方針の策定が 4 割、人権 DD は 3 割弱であり、脱炭素の取り組みに比して遅れていた。さらにスタンダード上位および下位では取り組みが進んでいないことも明らかになった。

## [2] 従業員への対応

図表 6 従業員への対応



(出所) 当社作成

「従業員への対応」のテーマのうち、ここでは「人材育成」、「ダイバーシティ」、「健康経営」の3項目に着目した。これら3項目の取り組み状況は、各グループではほぼ同傾向であった(図表6)。プライム上位では3項目とも9割以上に記載があった。一方、プライム下位企業では7~8割、スタンダード上位では5割程度、スタンダード下位となると2~3割程度の取り組み状況となっており、今後進めるべきテーマといえる。

## [3] 「ビジネスと人権への対応」、「従業員への対応」における課題

気候変動が深刻化する中で、多くの日本企業にとってサステナビリティの最優先課題は脱炭素対応である。一方で「ビジネスと人権」への対応も、近年急速に重要性を増している。

実際に、プライム上位の気候変動対応への取り組みとビジネスと人権への対応割合を比較すると、近い水準であった。一方、プライム下位では、ビジネスと人権への対応への取り組み割合は脱炭素対応に比してまだまだ低く、スタンダード上位・下位では未対応な企業も多い。

2011年に国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、それを受けて日本では2020年に『「ビジネスと人権」に関する行動計画」が策定された。人権意識の高まりを背景に、日本企業でも強制労働が疑われる環境で作られた原材料が問題視され、それらを使用した衣料品が輸出先国で輸入差し止めとなっている。また、

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。

(お問い合わせ) コーポレート・コミュニケーション室 E-mail: info@murc.jp

社員への性暴力に対する被害者救済が不十分だったメディア企業が、大きな社会的批判を受けている。これらを踏まえると、ビジネスの持続性を確保するためには、上場区分や時価総額の規模に関わらず、人権への対応を不可欠な課題と認識しなければならない。故に示す、プライム市場の下位企業やスタンダード市場の企業は早急な対応が必要である。

一方、「従業員への対応」に含まれる「人材育成」「ダイバーシティ」「健康経営」に取り組むことは、単に企業が社会的責任を果たすのみならず、競争力の源泉ともなる。人材育成によって社員の能力が磨かれ、ダイバーシティによって多様なバックグラウンドを持つ社員が集まり、市場の変化への柔軟性を高められる。健康経営によって社員の生産性向上が期待できる。これらを通じて企業価値が向上すれば、持続的な成長が可能となる。

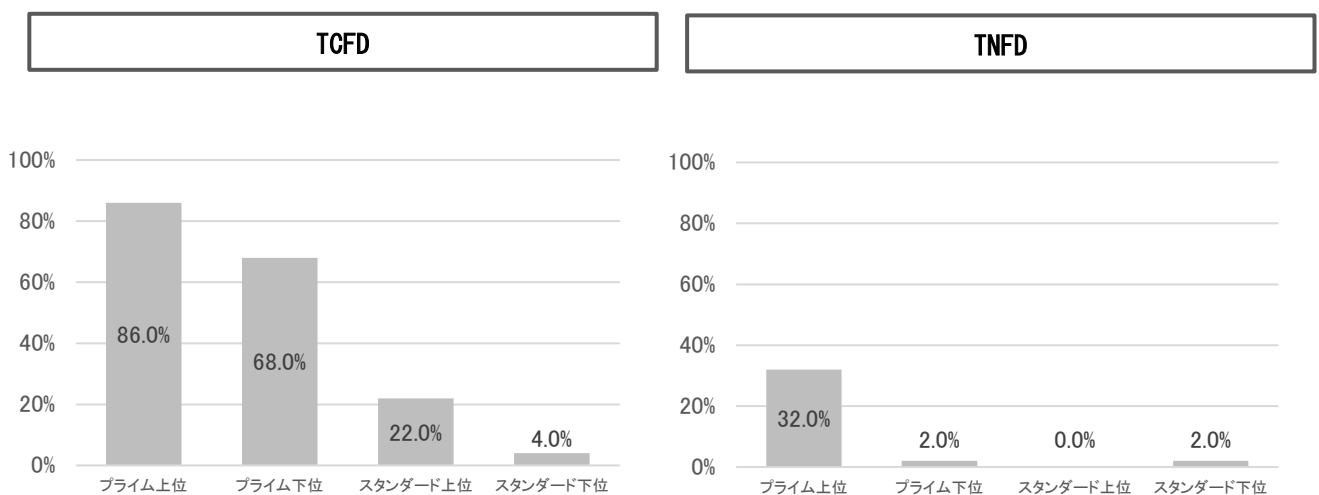
こうした取り組みの成果を資本市場に的確に伝えるためにも、開示の強化が重要である。特に人材育成は、他のテーマと比べて既に多くの企業に取り組んでいる領域であり、その分、公開可能な情報が比較的整っている。従って、サステナビリティ情報の Web 上での開示を促進すれば、人材育成に関する開示率の向上につながり、投資家からの評価の向上にも寄与すると考えられる。まずは、非財務情報の開示の必要性を組織内で明確に認識することが、非財務面における評価を高めるための第一歩である。

#### (4) 高度なテーマへの対応

##### [1] 高度なテーマへの対応状況

気候変動に関する財務情報を開示するための国際的な枠組みとして、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)開示」がある。また企業が自然資本や生物多様性に関するリスク・機会を評価し、財務的な観点から情報開示するための国際的な枠組みとして「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)開示」がある。以下では、それぞれへの対応状況を確認する(図表 7)。

図表 7 高度なテーマへの取り組み



(出所) 当社作成

「TCFD 開示」は、企業の気候変動に関するリスクや機会を評価・開示するための枠組みである。プライム市場上場企業はコーポレートガバナンス・コードにおいて、TCFD またはそれと同等の枠組みでの開示が求められて

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。

(お問い合わせ) コーポレート・コミュニケーション室 E-mail: info@murc.jp

いる。そのため、今回の調査でもプライム上位では 9 割弱の企業が、プライム下位では 7 割弱が TCFD 開示を実施していた。一方、スタンダード上位では 2 割、下位ではわずか 4%であった。

「TNFD 開示」は、自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示する枠組みである。プライム上位では 3 割程度の開示だったが、それ以外の 3 グループではほぼ開示が確認できなかった。

## [2] 高度なテーマへの対応における課題

プライム上場企業はコーポレートガバナンス・コードにて TCFD 開示またはそれと同等の枠組みでの開示が求められているが、前述の通り、プライム下位の開示状況は 7 割程度であった。プライム株式市場は日本の最上位の市場区分であり、その上場企業は社会的影響力・社会的責任は大きい。TCFD は、気候変動が自社に与えるリスクと機会を財務の視点から整理し、投資家の意思決定において重要な情報を開示する仕組みである。従って、TCFD 未対応のプライム上場企業は早急な対応が必要である。既に開示している企業も、数年前の初期段階の開示のみであるケースもあるため、リスク・機会の精度向上や財務影響の数字の公表などによるブラッシュアップが求められる。

TNFD については、現時点では TCFD のような要請はないが、資源・エネルギー業界、食品業界および建設・土木業界といった自然環境への影響が大きい業種では、自社の持続可能性を高めるためにも開示が有効である。加えて、日本では金融機関の TNFD 対応も進みつつあり、今後は金融セクターから事業会社への働きかけ(エンゲージメント)が強まることも想定される。現時点ではプライム上位で約 3 割の開示にとどまるが、取り組む企業はますます増加すると予想される。

## 4. 各グループのサステナビリティへの取り組みの違いの要因

### (1) 投資家からの圧力

ここまでは、上場区分ごとに企業を 4 グループに分け、開示データに基づきサステナビリティのテーマごとの取り組み状況をみてきた。

調査結果を踏まえると、取り組み状況は

プライム上位 > プライム下位 > スタンダード上位 > スタンダード下位

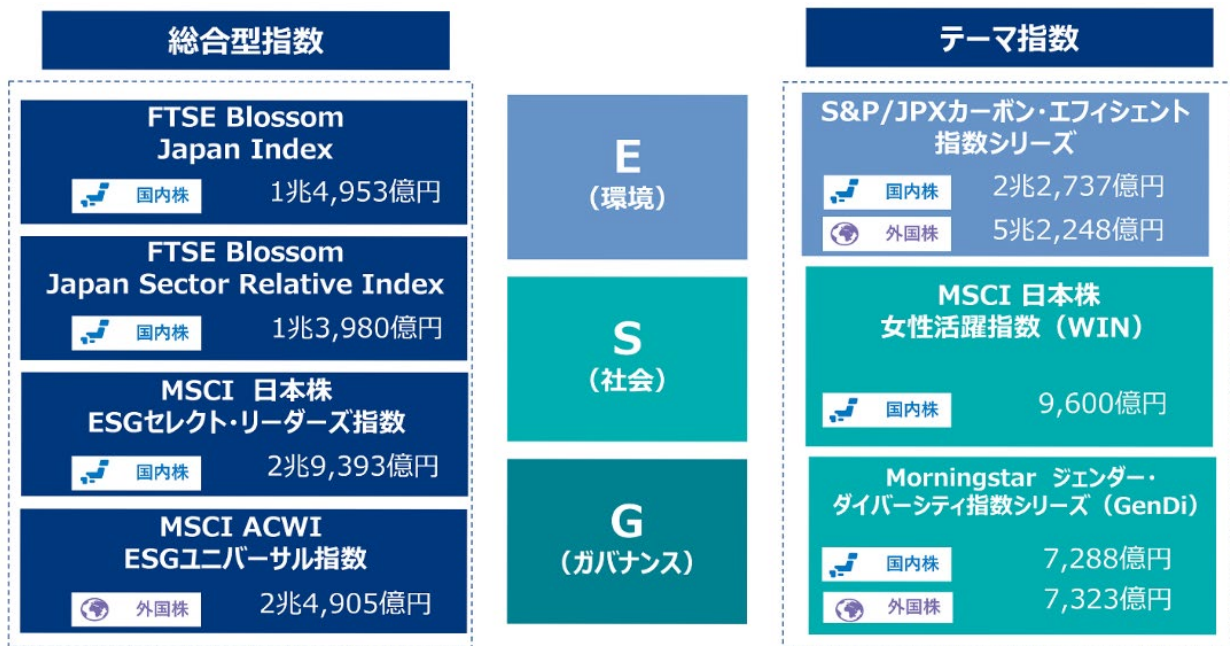
となっている。

グループごとの差がみられたのは、投資家からの圧力の強弱に起因していると考えられる。以下では、この投資家からの影響を具体的に整理する。

### [1] GPIF の ESG 投資

世界最大の機関投資家である GPIF は 2015 年、国連が策定した ESG 配慮を機関投資家に求める PRI に署名し、本格的に ESG 投資にかじを切った。現在、9 つの ESG 株式指数(国内株と外国株は別指数)を選定し、これらに連動する投資を約 18 兆円規模で実施している(図表 8)。

図表 8 GPIF が採用する ESG 指数一覧(2025 年 3 月末時点)



(出所) 年金積立金管理運用独立行政法人「ESG 投資」<https://www.gpif.go.jp/esg-stw/esginvestments/>(最終確認日: 2026/3/12)

例えば指数の一つである「MSCI 日本株 ESG セレクト・リーダーズ指数」は、時価総額上位 700 社を指数の設定対象範囲とし、その中から ESG 評価の高い企業を選定している。この対象範囲はプライム上位と大きく重複しており、他の指標も概要は類似している。そのため、プライム上位企業にとっては、株価の維持・上昇を図る上で、GPIF の ESG インデックス採用対象に向けて ESG の評価を高める動機付けになっている。

## [2] ESG 格付け機関からの評価向上

GPIF 以外にも、PRI に署名している機関投資家は日本に 145 社ある<sup>1</sup>。これらの機関投資家は ESG 格付け機関(図表 9)の評価結果を活用し、投資を実施している。代表的な機関である MSCI は時価総額上位 700 社を、FTSE は上場企業のうち 1300 社を対象に、ESG 格付けを行っている。

<sup>1</sup> PRI “Signatory directory”<https://www.unpri.org/signatories/signatory-resources/signatory-directory> (2025/8/22)

図表 9 主要な ESG 格付け機関

ESG 格付け機関	概要
MSCI 社 (米)	モルガン・スタンレーの子会社であったが、その後、MSCI 社として独立。各種株価指数提供の一環として、ESG 株式指数を提供するとともに、指標算定のための ESG 格付けも実施。ESG 株価指数として、全世界株式を対象にした「MSCI ACWI ESG ユニバーサル指数」、日本株を対象にした「MSCI 日本株 ESG セレクト・リーダーズ指数」などがある。
FTSE Russell 社 (英)	ロンドン証券取引所のグループ会社。ESG 格付け実施とともに、それを基にした ESG 株式指数を提供。全世界株価指数の「FTSE4Good All-World Index」、日本企業を対象とした「FTSE Blossom Japan Index」などがある。
S&P Global 社 (米)	ESG 評価を基に、各種 ESG 株価指数を提供。その中でも代表的なものは DJSI (ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス)。毎年、世界の株価時価総額上位企業の中から各産業別に総合的に優れた企業を選定する。「DJSI World Index」の他に「DJSI Asia Pacific Index」などもある。
Morningstar Sustainalytics 社 (米)	ESG 格付け会社として業界を代表していた Sustainalytics 社が Morningstar 社に買収された。株価指数として「Sustainalytics ESG リスクレイティング」などがある。

(出所) 各種資料より当社作成

### [3] 機関投資家との対話

機関投資家である資産運用会社は、投資先の上場企業との対話(エンゲージメント)を通じて、投資先の持続的な成長と企業価値の向上を促している。この対話においてサステナビリティは主要テーマの一つであるが、対話の件数を確認すると、時価総額区分上位企業に偏っている(図表 10)。

図表 10 資産運用会社の対話件数(時価総額区分別、2022 年度)

時価総額区分	対話件数①	対話社数②	①÷②	対話比率
1-200	1977	194	10.2	97.0%
201-400	1012	176	5.8	88.0%
401-600	482	131	3.7	65.5%
601-800	317	100	3.2	50.0%
801-1000	219	70	3.1	35.0%
1001-1200	141	47	3.0	23.5%
1201-1400	100	36	2.8	18.0%
1401-1600	78	22	3.5	11.0%
1601-1800	53	17	3.1	8.5%
1801-2000	32	11	2.9	5.5%
2001-	1	1	1.0	0.5%

(注 1) 年度の TOPIX 構成銘柄が集計対象

(注 2) ここでの時価総額区分は、時価総額上位から 200 社ごとに区分

(注 3) 対話比率=対話社数÷時価総額区分社数

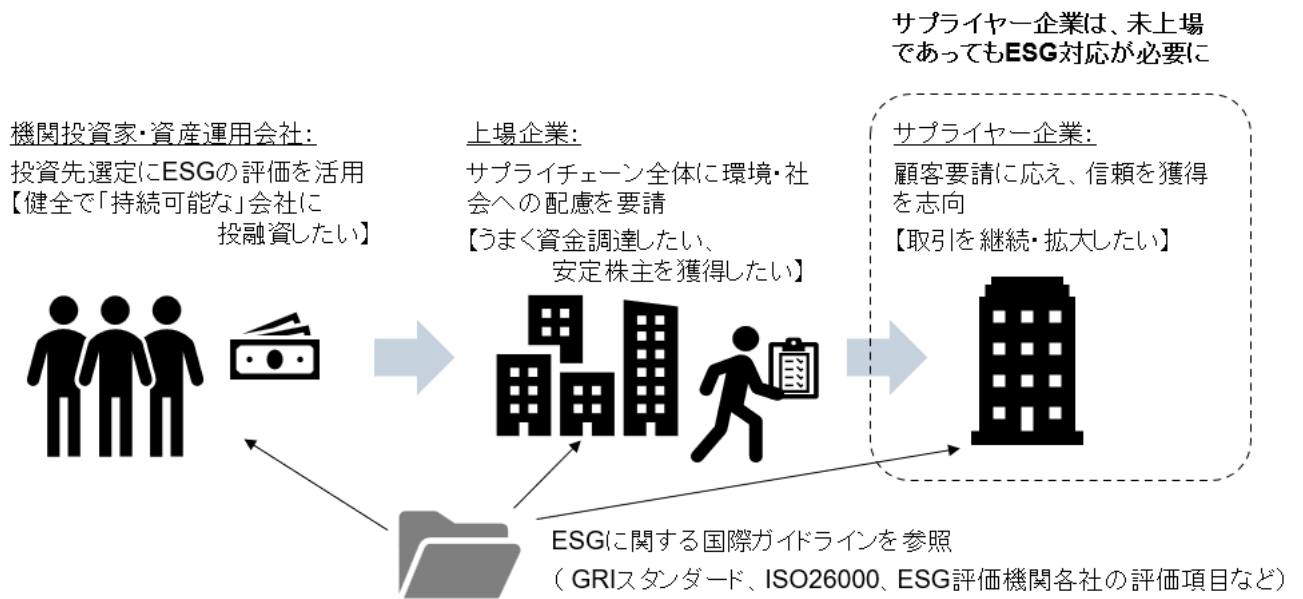
(出所) GPIF「エンゲージメントの効果検証プロジェクト報告書」(2024 年 5 月)。対話比率は当社が算出

このように、GPIF の ESG 投資の対象となる企業、ESG 格付け機関の格付け対象企業や機関投資家の対話対象となる企業は、いずれも時価総額上位企業に集中している。その結果、時価総額の大きい企業は ESG 評価を高める必要性を強く意識して投資を増やし、株価の上昇、ひいては企業価値向上が期待される。一方、その対象外の上場企業にとっては株価上昇に向けた ESG へ取り組むインセンティブが弱く、これによって差が生じていると考えられる。

## (2) サプライチェーンからの圧力

プライム上位企業が対象の中心となる ESG 格付け評価においては、自社の ESG 対応のみならず、サプライチェーンもその評価の対象となっている(図表 11)。具体的には、自社のサプライチェーンに係る脱炭素、人権などのサステナビリティ対応の管理状況が ESG 評価項目となっている。

図表 11 サプライチェーンに対する ESG 対応の要請



(出所) 当社作成

従来、上場企業の調達部門は、品質・コスト・納期を中心とした質問票をサプライヤーに対して送付し、その回答や改善を求めてきた。近年はこれに加えて、脱炭素やビジネスと人権への対応状況に関する項目も追加されつつある。

また、これまでの自社作成での質問票送付に代えて、EcoVadis や Sedex などグローバルな評価の枠組みを活用したサプライヤー評価が日本でも浸透しつつある(図表 12)。

図表 12 サプライチェーン評価の枠組み

サプライチェーン評価の枠組み	運営組織	評価項目	枠組みの概要
EcoVadis	EcoVadis (仏)	環境、労働と人権、倫理、持続可能な調達の4つのカテゴリーで評価	2007年に創業。世界で1400社のバイヤーがサプライヤー管理の仕組みとして利用。被評価サプライヤーは世界で15万社。
Sedex	Sedex Holdings Limited (英)	労働条件、安全衛生、環境管理、ビジネス倫理の4つのカテゴリーのリスク評価を実施	2004年から開始。当初はイギリス国内の小売業者やそのサプライチェーンの課題解決が目的。現在の会員は世界8万5000社（バイヤー、サプライヤー含む）。
CDP	NGO CDP グローバル (英)	気候変動対応を中心に評価。森林、水の評価もあり。	2000年に設立。2002年より気候変動対応評価プログラムを開始。世界で2万3000社が回答。2022年より日本のプライム全上場企業に対する質問票を送付（それ以外の企業も回答可能）。
RBA	NGO Responsible Business Alliance (米)	労働・安全衛生、環境保全、管理の仕組み、倫理についての監査基準	2004年にHPやIBMなどの電子機器メーカーとEMSを中心にEICCを設立。2016年に電子機器メーカーの納入先である自動車、玩具などにも広げ、名称をRBAに変更。

(出所) 各種資料より当社作成

図表 13 サステナビリティの取り組みへの圧力

## 投資家からの要請

		弱	強
取引先からの要請	強	サステナビリティ圧力 ★★  プライム下位・スタンダードサプライヤー	サステナビリティ圧力 ★★★  プライム上位 サプライヤー [大手電子部品など]
	弱	サステナビリティ圧力 ★  プライム下位・スタンダード BtoC企業	サステナビリティ圧力 ★★  プライム上位 BtoC企業 [消費財、小売など]

(出所) 当社作成

プライム上位企業を得意先企業とする上場企業は、投資家からの要請ではなく、得意先からの要請により、サステナビリティ対応への取り組みが進むことが想定される。さらに、非上場企業であっても同様の構図で得意先企業からの要請が高まり、日本の産業界全体でサステナビリティ対応は拡大していくと考えられる(図表 13)。

## 5. 日本の上場企業のサステナビリティへの取り組みの今後

米国では ESG への逆風が吹く一方、日本においては 2027 年度からの SSBJ 開示、排出権取引制度の導入もあり、産業界全体としてサステナビリティへの取り組みが進むとみられる(図表 14)。

図表 14 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準(SSBJ)および排出量取引の導入スケジュール  
(現時点の案)



(出所) SSBJ「第 55 回サステナビリティ基準委員会 参考資料 2-1 サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ」(2025 年)および経済産業省「排出量取引制度の詳細設計に向けた検討方針」(2025 年)を基に当社作成

ここまでみてきたように、投資家からの要請が特に強いのはプライム上位に属する企業である。一方、自社の時価総額規模に関わらず、時価総額の大きい国内外の企業と取引している場合は、取引先から脱炭素および人権をはじめとするサステナビリティへの取り組みが求められる。

企業におけるサステナビリティへの取り組みは、その財務価値を拡大するのみならず、非財務である環境・社会への価値提供を同時に実現することにつながり、地球市民として不可欠である。

また、消費者をはじめとする顧客はもちろん、厳しさを増す人材不足の中で従業員や採用応募者も、企業のサステナビリティへの取り組みを重視している。従って企業の自社の持続可能性と成長のためには、サステナビリテ

対応は欠かすことができない。上場市場、時価総額規模、上場・未上場といった属性によりスピードに差があるものの、日本企業の取り組みは今後ますます加速すると予想される。

#### <参考文献>

経済産業省「排出量取引制度の詳細設計に向けた検討方針(2025年)」(最終確認日:2026/3/12)

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)「第55回サステナビリティ基準委員会 参考資料 2-1 サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ(2025年)」(最終確認日:2026/3/12)

東京証券取引所「ESG 評価機関等の紹介」

<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/esg-rating/index.html>(最終確認日:2026/3/12)

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)「エンゲージメントの効果検証プロジェクト報告書(2024年5月)」(最終確認日:2026/3/12)

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)「ESG 投資」<https://www.gpif.go.jp/esg-stw/esginvestments/>(最終確認日:2026/3/12)

PRI “Signatory directory” <https://www.unpri.org/signatories/signatory-resources/signatory-directory>(最終確認日:2025/8/22)

#### 【関連サービス】

[サステナビリティ経営・ESG 情報開示](#)

#### － ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。